

長野県主要農作物採種事業実施要領新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">長野県主要農作物採種事業実施要領</p> <p style="text-align: right;">昭和60年1月30日 59農技第885号 改正 昭和62年9月16日 62農技第480号 改正 平成8年3月29日 7農技第735号 改正 平成10年8月11日 10農技第324号 改正 平成12年3月31日 11農技第888号 改正 平成16年2月6日 15農技第673号 改正 平成17年2月22日 16農技第754号 改正 平成21年4月7日 21農技第12号 改正 <u>平成30年3月30日 29農技第628号</u></p> <p>(趣旨) 第1 この要領は、主要農作物の優良種子の確保及びその円滑な流通を推進することについて、<u>種苗法(平成10年法律第83号)第61条第1項の規定に基づく指定種苗の生産等に関する基準(平成14年4月1日農林水産省告示第933号。以下、「生産等基準」という。)</u>、及び<u>長野県主要農作物の種子生産に係る基本要綱(平成30年3月30日付け29農技第596号。以下「基本要綱」という。)</u>に定めのあるもののほか必要な事項を定める。</p> <p>(種子生産ほ場の届出) 第2 <u>主要農作物の優良な種子を安定的に生産、確保及び供給するための計画(以下、「種子計画」という。)</u>に基づき、<u>一般種子を生産する生産者(以下、「種子生産者」という。)</u>は、<u>種子生産ほ場の所在地を管轄する地域振興局長及び一般社団法人 長野県原種センター(以下、「原種センター」という。)</u>理事長に<u>種子生産ほ場届出書(別記第1号様式)</u>を提出する。 <u>ただし、農業者が組織する団体が、種子生産者の種子生産ほ場をとりまとめて、一括して届け出を行うことができるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">長野県主要農作物採種事業実施要領</p> <p style="text-align: right;">昭和60年1月30日 59農技第885号 改正 昭和62年9月16日 62農技第480号 改正 平成8年3月29日 7農技第735号 改正 平成10年8月11日 10農技第324号 改正 平成12年3月31日 11農技第888号 改正 平成16年2月6日 15農技第673号 改正 平成17年2月22日 16農技第754号 改正 平成21年4月7日 21農技第12号</p> <p>(趣旨) 第1 この要領は、主要農作物の優良種子の確保及びその円滑な流通を推進することについて、<u>主要農作物種子法(昭和27年法律第131号。以下「法」という。)</u>、<u>主要農作物種子法施行規則(昭和27年農林省令第39号。以下「省令」という。)</u>、<u>主要農作物種子制度運用基本要綱(昭和61年12月18日付け61農蚕第6786号。以下「基本要綱」という。)</u>、<u>主要農作物種子制度の運用について(昭和61年12月18日付け61農蚕第6800号。以下「運用通達」という。)</u>及び<u>主要農作物種子法施行細則(昭和27年長野県規則第95号。以下「細則」という。)</u>に定めのあるもののほか必要な事項を定める。</p> <p>(指定種子生産ほ場の指定申請) 第2 <u>指定種子生産ほ場の指定(以下「指定」という。)</u>のための申請は、<u>指定を受けようとするほ場の所在地を管轄する地方事務所長に申請書</u>を提出して行うものとする。</p>

新	旧
<p><u>2 (削除)</u> <u>届出は、種子、種苗のは種又は移植の前までに行うものとする。</u></p> <p><u>第3 (削除)</u></p> <p>(種子生産ほ場取消しの届出) <u>第3 種子生産者が第2で届け出たほ場の種子生産を取り消す場合は、取消しようとするほ場の所在地を管轄する地域振興局長及び原種センター理事長に種子生産ほ場取消届出書(別記第2号様式)を提出して行うものとする。</u></p> <p><u>2 (削除)</u></p> <p><u>3 (削除)</u></p> <p><u>4 (削除)</u></p> <p>(種子生産ほ場の表示) <u>第4 種子生産者は、届け出後速やかに種子生産ほ場全てに別記第3号様式による看板を可及的速やかに掲示しなければならない。</u></p>	<p><u>2 基本要綱第5の3の(1)の規定による代理申請の場合に申請書に附する申請者の一覧表は指定申請書集計表(別記第1号様式)とする。</u></p> <p>(指定種子生産ほ場の指定) <u>第3 地方事務所長は、指定をした場合には、当該申請者に指定書(別記第2号の1様式)を交付する。</u></p> <p><u>2 前項において、指定のための申請が代理申請の場合には、申請書に附された申請者の一覧表に準じた一覧表を附して行うものとする。</u></p> <p><u>3 第1項において、申請のとおり指定をした場合に交付する指定書は、申請書の写しの下部余白に別記第2号の2様式の事項を記載して代えることができるものとする。</u></p> <p><u>4 指定は、遅くも種子、種苗のは種又は移植の前までに行うものとする。</u></p> <p><u>5 地方事務所長は、指定をしたときは、その結果を農政部長、指定したほ場の区域を担当する法第4条第4項の規定によりほ場審査及び生産物審査を行う職員(以下「審査員」という。)並びに、指定したほ場の所在地を管轄する市町村長、農産物検査法に基づく登録検査機関及び農政事務所地域課長に報告又は通知するものとする。</u></p> <p>(指定取消しの申出) <u>第4 基本要綱第5の3の(4)の規定による指定の取消しの申出は、取消しようとするほ場の所在地を管轄する地方事務所長に指定種子生産ほ場指定取消申出書(別記第3号様式)を提出して行うものとする。</u></p> <p><u>2 地方事務所長は、指定を取消した場合には、指定種子生産ほ場指定取消通知書(別記第4号様式)により当該申出者に通知する。</u></p> <p><u>3 地方事務所長は、指定を取消す場合には、あらかじめ農政部長に協議しなければならない。</u></p> <p><u>4 地方事務所長は、指定を取消したときは、その結果を審査員並びに、指定を取消したほ場の所在地を管轄する市町村長、農産物検査法に基づく登録検査機関及び農政事務所地域課長に通知するものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>第5 (削除)</u></p> <p><u>(種子審査員の証票)</u> <u>第5 基本要綱第8の6に規定する種子審査員(以下、「審査員」という。)</u> <u>が携帯する証票は、別記第4号様式によるものとする。</u></p> <p><u>(審査の請求)</u> 第6 <u>種子生産ほ場の届け出を行った者は、主要農作物種子生産ほ場審査請求書(別記第5号様式)を審査員が所属する機関の長に提出してほ場審査の請求を行うものとする。</u> 2 ほ場審査の請求は、稲及び大豆にあつては7月20日、大麦・小麦にあつては4月10日、<u>夏そばは6月10日、秋そばは8月20日</u>までに行わなければならない。 3 <u>種子生産ほ場の届け出を行った者は、主要農作物種子生産生産物審査請求書(別記第6号様式)を審査員が所属する機関の長に提出して生産物審査の請求を行うものとする。</u></p>	<p><u>(指定原種ほ等の指定)</u> 第5 <u>法第7条第2項の規定による指定原種ほ又は指定原原種ほの指定のための申請は、指定を受けようとするほ場の所在地を管轄する地方事務所長を経由して、知事に申請書を提出して行うものとする。</u> 2 <u>知事は、次の要件の全てを備えている場合でなければ指定原種ほ及び指定原原種ほの指定をしない。</u> (1) <u>長野県における奨励品種及び認定品種であること。</u> (2) <u>基本要綱第3の1の(1)の規定により知事が定める県種子計画と整合していること。</u> (3) <u>原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められること。</u> 3 <u>知事は、指定原種ほ又は指定原原種ほを指定した場合には、地方事務所長を経由して別記第5号様式による指定書を交付する。</u> 4 <u>指定原種ほ又は指定原原種ほの指定は、遅くも種子、種苗のは種又は移植の前までに行うものとする。</u> 5 <u>知事は、指定をしたときは、その結果を農業試験場又は野菜花き試験場に所属する審査員、農政事務所長及び社団法人長野県原種センター理事長に通知するものとする。</u></p> <p><u>(審査の請求)</u> 第6 <u>法第4条第3項(法第7条第3項において準用される場合を含む。)の規定によるほ場審査の請求は、主要農作物一般種子(原種、原原種)生産ほ場審査請求書(別記第6号様式)を、審査員に提出して行うものとする。</u> 2 ほ場審査の請求は、稲及び大豆にあつては7月20日、大麦・<u>はだか麦及び</u>小麦にあつては4月10日までに行わなければならない。 3 <u>法第4条第3項(法第7条第3項において準用される場合を含む。)の規定による生産物審査の請求は、主要農作物一般種子(原種、原原種)生産物審査請求書(別記第7号様式)を、審査員に提出して行うものとする。</u></p>

新	旧
<p>(審査野帳の様式)</p> <p>第7 <u>ほ場審査の野帳の様式は、別記第7号様式とする。</u> <u>2 生産物審査の野帳の様式は、別記第8号様式とする。</u> <u>3 審査の効率化を図るため、第1項、第2項の項目を具備した一覧表型式を使用することができるものとする。</u></p> <p>(審査成績の報告)</p> <p>第8 審査員は、最終期のほ場審査が終了したとき、<u>ほ場審査結果報告書(別記第9号様式)を作成し、所属する機関の長に報告する。</u> <u>2 審査員が所属する機関の長は、前項のほ場審査結果報告書を受けたとき、ほ場審査証明書(別記第10号様式)を種子生産者に交付する。</u> <u>3 審査員は、生産物審査が終了したとき、生産物審査結果報告書(別記第11号様式)を作成し、所属する機関の長に報告する。</u> <u>4 審査員が所属する機関の長は、前項の生産物審査結果報告書を受けたとき、生産物審査証明書(別記第12号様式)を種子生産者に交付する。</u> <u>5 審査員が所属する機関の長は、第2項のほ場審査証明書及び第4項の生産物審査証明書の写しを地域振興局長及び原種センター理事長に通知する。</u> <u>6 地域振興局長は、前項の規定により、通知のあったほ場審査又は生産物審査証明書の写しを、農政部長に遅滞なく報告するものとする。</u> <u>7 種子生産者が種子袋に表記する生産物審査証明書は、別記第13号様式とする。</u></p> <p>第9 <u>(削除)</u></p> <p>第10 <u>(削除)</u></p>	<p>(審査野帳の様式)</p> <p>第7 <u>運用通達第5の2の(1)のオの審査野帳の様式は、別記第8号様式とする。</u></p> <p>(審査成績の報告)</p> <p>第8 審査員は、最終期のほ場審査が終了したとき、<u>合格者にほ場審査証明書を交付する。</u> <u>2 審査員は、ほ場審査の成績をほ場審査結果報告書(別記第9号様式)により、稲及び大豆にあっては10月10日、大麦・はだか麦及び小麦にあっては6月25日までに、農業改良普及センターに所属する審査員にあっては地方事務所長、農産物検査法に基づく登録検査機関及び農政事務所地域課長に、農業試験場及び野菜花き試験場に所属する審査員にあっては農政部長にそれぞれ通知するものとする。</u> <u>3 審査員は、生産物審査が終了したとき、合格者に生産物審査合格証明書を交付する。</u> <u>4 審査員は、生産物審査の成績を生産物審査結果報告書(別記第10号様式)により、可及的速やかに、農業改良普及センターに所属する審査員にあっては地方事務所長、農産物検査法に基づく登録検査機関及び農政事務所地域課長に、農業試験場及び野菜花き試験場に所属する審査員にあっては農政部長にそれぞれ通知するものとする。</u> <u>5 地方事務所長は、第2項及び前項の規定によって、審査員から通知のあった審査の成績について、農政部長に遅滞なく報告するものとする。</u></p> <p>(手続きの電子化)</p> <p>第9 <u>施行規則別記第1号様式の備考の(6)の知事が定める電子的方法、磁気的方法その他の方法によって様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請(以下「電子的申請」という。)及び運用通達第6の3に基づくその他申請等の電子的申請の方法については別に定める。</u></p> <p>(緊急種子の確保)</p> <p>第10 社団法人長野県原種センターは、災害等の発生により緊急に種子を供給する必要があるときは、速やかにその対策を講じるものとする。</p>

新

第2号様式

種子生産ほ場取消届出書

年 月 日

〇〇地域振興局長 様
一般社団法人 長野県原種センター理事長 様

申請者 住所
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

年 月 日付で届けた種子を生産するほ場について、下記のとおり取消します。

記

1 取消すほ場の所在地等

ほ場 番号	品種名	生産者名	ほ場所在地	ほ場面積 (a)	備考

2 取消しの事由

備考 (削除)

旧

第3号様式

指定種子生産ほ場指定取消届出書

年 月 日

地方事務所長 殿

申出者 住所
氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

年 月 日付で指定種子生産ほ場の指定のあった下記のは場について、指定取消しを願いたいので申出ます。

記

1 指定取消しを受けようとするほ場の住所地及び面積並びに生産しようとした主要農作物種子の種類及び品種の名称

番号	ほ場所在地	ほ場面積	生産しようとした 種子の種類	同左品種名
		a		

2 指定取消しの事由

備考

- (1) 申出が代理申出の場合には、指定申請書集計表(別記第1号様式)に準じた申出ほ場の一覧表を作成し附すものとする。
- (2) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

新

旧

(主要農作物種子制度の運用について 別記4を改変)

第3号様式

採種ほ場に掲示する看板の様式

長野県種子生産ほ場

ほ場番号 第 _____ 号

ほ場所在地 _____

ほ場面積 _____ アール

種 類 _____

品 種 _____

播種月日 _____ 月 _____ 日

(植付月日) _____ 月 _____ 日

種子生産者 住所 _____

氏名 _____

長野県・(一社)長野県原種センター

新

第4号様式 (削除)

(主要農作物種子法施行細則 別記様式を改変)

第4号様式

表

第 号
職 氏 名

長野県主要農作物の種子生産に係る基本要綱第8の6の規定による審査を行う技術吏員の証

年 月 日交付

長野県知事 印

裏

注 意

- 1 本証は、ほ場審査及び生産物審査を行う際必ず携帯すること。
- 2 本証は、検査を受ける者の請求のあったときは、提示すること。
- 3 本証を紛失したときは、直ちに知事に届け出ること。
- 4 審査員がその職を退いたときは、直ちに本証を返付すること。

旧

第4号様式

番 号
年 月 日

殿

地方事務所長 印

指定種子生産ほ場指定取消通知書

主要農作物種子法第3条第1項の規定により、年 月 日付
けで指定した指定種子生産ほ場のうち、申出のあった下記ほ場については、
指定を取消します。

記

1 指定を取消したほ場の住所地及び面積並びに生産しようとした主要農
作物種子の種類及び品種の名称

番号	ほ場所在地	ほ場面積	生産しようとした 種子の種類	同左品種名
		a		

備 考

- (1) 申出が代理申出の場合には、申出書に附された申出ほ場の一覧表に準
じた一覧表を附すものとする。

新

第5号様式 (削除)

旧

第5号様式

番 号
年 月 日

殿

知 事 印

指定原種ほ(指定原原種ほ)指定書

主要農作物種子法第7条第2項の規定により、 年度指定原種ほ(指定原原種ほ)として、下記のとおり指定する。

記

指定するほ場の所在地及び面積並びに当該ほ場において生産しようとする主要農作物の種子の種類及び品種の名称

番 号	所 在 地	ほ 場 の 面 積	生産しようとする主要作物の種子の種類名

新	旧																																														
<p>第<u>5</u>号様式</p> <p style="text-align: center;">年産主要農作物種子生産ほ場審査請求書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>種子審査員が所属する機関の長</u> 様</p> <p>請求者 住所 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊤</p> <p>下記のとおりほ場審査を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1 種子生産する品種名、面積等の総括表</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>品種名</th> <th>合計面積 (a)</th> <th>生産者数</th> <th>ほ場筆数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 種子生産ほ場一覧表</u> <u>別添様式第1号の1のとおり</u></p> <p>3 (省略)</p> <p><u>備考</u> (削除)</p>	品目	品種名	合計面積 (a)	生産者数	ほ場筆数	備考													<p>第<u>6</u>号様式</p> <p style="text-align: center;">年産主要農作物<u>一般</u>種子(原種、原原種) 生産ほ場審査請求書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">試験場長 農業改良普及センター所長 殿 (<u>審査員</u>)</p> <p>請求者 住所 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊤</p> <p>下記のとおりほ場審査を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1 ほ場審査を受けようとするほ場の住所地、面積、見込生産量並びに生産している主要農作物の種子の種類及び品種の名称</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>ほ場所在地</th> <th>ほ場面積</th> <th>生産している主要農作物の種子の種類</th> <th>同左品種名</th> <th>供用種子産地</th> <th>見込生産量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>a</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td>計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 収穫時期の見込</u> 月 日頃</p> <p>3 ほ場審査実施依頼月日 (1期・2期及び予備別の依頼月日を記入する。)</p> <p><u>備考</u> (1) 請求が代理請求の場合には、別紙「ほ場審査請求書集計表」を作成し附すものとする。 (2) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>	番号	ほ場所在地	ほ場面積	生産している主要農作物の種子の種類	同左品種名	供用種子産地	見込生産量			a				kg								計						
品目	品種名	合計面積 (a)	生産者数	ほ場筆数	備考																																										
番号	ほ場所在地	ほ場面積	生産している主要農作物の種子の種類	同左品種名	供用種子産地	見込生産量																																									
		a				kg																																									
計																																															

新

第6号様式

年産主要農作物種子生産物審査請求書

年 月 日

種子審査員が所属する機関の長 様

請求者 住所
氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) ㊤

下記のとおり生産物審査を請求します。

記

1 種子生産する品種名、面積等の総括表

品目	品種名	合計面積 (a)	生産者数	ほ場筆数	備考

2 種子生産ほ場一覧表

別添様式第1号の1のとおり

3 生産物審査実施依頼月日 月 日～ 月 日

備考 (削除)

旧

第7号様式

年産主要農作物一般種子(原種、原原種)
生産物審査請求書

年 月 日

試験場長
農業改良普及センター所長 殿
(審査員)

請求者 住所
氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) ㊤

下記のとおり生産物審査を請求します。

記

1 生産物審査を受けようとするほ場の住所地、面積、生産物審査数量並びに生産している主要農作物の種子の種類及び品種の名称

番号	ほ場所在地	ほ場面積	生産している主要農作物の種子の種類	同左品種名	供用種子産地	生産物審査数量
		a				kg
計						

2 生産物審査実施依頼月日 月 日～ 月 日

備考

(1) 請求が代理請求の場合には、ほ場審査請求書集計表(別記第6号様式別紙)には場審査結果の合否を記入したものを作成し附すものとする。ただし、項目中「見込生産量」は「生産物審査数量」に読み替えるものとする。

(2) 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

新

第7号様式

ほ場 審査 野 帳

1. 事前記入事項

作物の種類		ほ場番号	第 号
品 種 名		ほ場所在地	
生産者名		ほ場面積	a
栽培管理 特記事項			

2. ほ場審査

項目		時期	
		第 一 期	第 二 期
審査月日		月 日	月 日
種子審査員			
変種・異品種・異種類 の混入程度		多 中 少 無	多 中 少 無
雑草の発生状況		甚 多 中 少 無	甚 多 中 少 無
リ病 又は 発生 程度	種子伝染性 の病害	甚 多 中 少 無	甚 多 中 少 無
	その他の 病虫害	甚 多 中 少 無	甚 多 中 少 無
気象被害の発生状況		甚 多 中 少 無	甚 多 中 少 無
生育状況		良・稍々良 稍不良・不良	良・稍々良 稍不良・不良
総合判定		合格・不合格	合格・不合格
審査指示事項			
収穫見込数量		kg	kg

旧

第8号様式

審 査 野 帳

1. 事前記入事項

作物の種類		指定ほ場番号	第 号
品 種 名		ほ場所在地	
ほ場経営者		ほ場面積	a
栽培管理 特記事項			

2. ほ場審査

項目		時期	
		第 一 期	第 二 期
審査月日		月 日	月 日
審査立会人			
変種・異品種・異種類 の混入程度		多 中 少 無	多 中 少 無
雑草の発生状況		甚 多 中 少 無	甚 多 中 少 無
リ病 又は 発生 程度	種子伝染性 の病害	甚 多 中 少 無	甚 多 中 少 無
	その他の 病虫害	甚 多 中 少 無	甚 多 中 少 無
気象被害の発生状況		甚 多 中 少 無	甚 多 中 少 無
生育状況		良・稍々良 稍不良・不良	良・稍々良 稍不良・不良
総合判定		合格・不合格	合格・不合格
審査指示事項			
収穫見込数量		kg	kg
証明書番号		第 号	
交付月日		月 日	

新

第8号様式

生産物審査野帳

審査年月日	年 月 日	作物の種類				
種子審査員		品 種 名				
生産者名						
審査総数量	kg	内	合格数量	kg		
		訳	不合格数量	kg		
不合理 数量の 内訳	発芽率	kg	異品種	kg	異種穀粒	kg
	雑草 種子	kg	種子伝 染性病 害以外 の病虫 害粒	kg	種子伝 染性 の病害	kg
	その他	kg				
審査指示 事項						

旧

3. 生産物審査

審査年月日	月 日	審査総数量	kg			
審査立会人		内 訳	合格数量	kg		
審査場所			不合格 数量	kg		
証明書交付 枚数	枚	証明書交付 年月日	月 日			
審査指示 事項						
不合理 数量の 内訳	発芽率	kg	異品種	kg	異種穀粒	kg
	雑草 種子	kg	種子伝 染性病 害以外 の病虫 害粒	kg	種子伝 染性 の病害	kg
		kg				

新

旧

(主要農作物種子法施行規則第2号様式を改変)

第10号様式

年産（作物名　　）ほ場審査証明書

（種子生産者）　　様

年　月　日

農業改良普及センター所長　㊟

長野県主要農作物の種子生産に係る基本要綱第8に基づき審査をした結果、
「長野県主要農作物種子審査に係る基準及び方法」の審査基準に適合したことを証明します。

記

1 ほ場審査結果総括表

<u>品種名</u>	<u>ほ場面積（a）</u>	<u>合格面積（a）</u>	<u>不合格面積（a）</u>

2 種子生産ほ場毎の結果
別添 ほ場審査結果報告書による

新

第 11 号様式

年産（作物名 ）生産物審査結果報告書

（所属する機関の長） 様

年 月 日

種子審査員

印

審査時期()

品種名	生産者名	審査数量 (kg)	合格数量 (kg)	不合格数量 (kg)

品種名	不合格となった生産者名	不合格理由					
		発芽率	異品種	異種穀粒	雑草種子	虫害粒	種子伝染性の病
計							

旧

第 10 号様式

年産(作物名)生産物審査結果報告書

殿

年 月 日

審査員

印

市町村名	品種名	審査数量 (kg)	合格数量 (kg)	不合格数量 (kg)	証明書		摘要
					交付見込枚数	交付期間	
計							

経営者氏名	品種名	不合格理由					
		発芽率	異品種	異種穀粒	雑草種子	虫害粒	種子伝染性の病
計							

新

旧

(主要農作物種子法施行規則第3号様式を改変)

第12号様式

年産（作物名 ）生産物審査証明書

（種子生産者） 様

年 月 日

農業改良普及センター所長 ㊦

長野県主要農作物の種子生産に係る基本要綱第8に基づき審査をした結果、
「長野県主要農作物種子審査に係る基準及び方法」の審査基準に適合したことを証明します。

記

1 生産物審査結果総括表

<u>品種名</u>	<u>審査数量</u> <u>(kg)</u>	<u>合格数量</u> <u>(kg)</u>	<u>不合格</u> <u>数量 (kg)</u>	<u>証明書交付</u> <u>見込枚数 (枚)</u>

2 種子生産者毎の結果

別添 生産物審査結果報告書による

新

旧

第 13 号様式

(用紙の大きさは、縦 10 センチメートル、横 12 センチメートル以上とする。)

生産物審査証明書

区分	一般種子
----	------

審査請求者 住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

種類		品種	
----	--	----	--

年 月 日

長野県

